

# 知らないとトラブル！ 労働基準関係法

## ～働かせ方の基本的ルールを知り、職場のトラブルを防ぐ～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会  
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会  
(一社) 新宿労働基準協会

労働関係法令の基本を網羅した(公社)全国労働基準関係団体連合会発行の定番テキスト「知らないでトラブル！労働基準関係法の要点」を使用した講習会を企画しました。

同書は多くの図表を用いた本論解説、関連するQ&A、補足解説などで立体的に構成され、そのほかトピックス、関連様式の記載例、就業規則の規定例なども収録した盛りだくさんの内容となっています。新たに事業主のパワハラ防止措置義務、複数の事業場で働く労働者に係る労災保険給付の取り扱い、70歳までの就業機会の確保措置など令和3年4月時点の法令改正の内容も盛り込んでおり、テキストを用いて元労働基準監督官の講師が解説します。

### 記

1 日時 2022年9月27日(火) 10:00~16:00 (開場・受付は9:40~)

2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター  
港区芝4-4-5 (三田労働基準協会案内図参照)

3 講師 榎木 敬氏 (元厚生労働省大分労働局長)

4 内容

- 1 労働者を募集・採用するとき(募集要項で明示した労働条件と実際の労働条件で労働契約をしなくてはならないですか?)
  - 2 労働条件の明示(書面で明示する事項は?)
  - 3 就業規則(社員への周知方法は?)
  - 4 労働時間(労働者が自発的に残業したときも労働時間として扱われなければならないのでしょうか?)
  - 5 休憩・休日・休暇(半日だけ休日労働をしたときは、半日分の振替休日や休日労働を認めれば良いのでしょうか?)
  - 6 賃金(出張先で残業をした場合に、割増賃金の支払いが必要ですか?)
  - 7 解雇するとき・退職するとき(遅刻が多い労働者を懲戒解雇できますか?)
- など、労働基準法関係で起こるトラブルを避けたいと思います。

5 受講料 会員 6,000円 会員以外の方 8,000円 (消費税・テキスト代含む)

6 定員 24名

7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会へTEL 03-3451-7692 して下さい。
- ②申込受付と受講料振込：受講可能な場合、受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax 返信いたします。受講料は受講票到着後9月20日(火)までに次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名 三菱UFJ銀行 町田支店 ・口座番号 普通預金 0397963

・口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会 研修センター 東京都港区芝4-4-5

・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(0927 00カイシャ等)

- ③受講の取消：9月20日(火)までの取消は受講料を全額返金いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消は返還できませんので予め承知おき下さい。
- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提示下さい。
- ⑤新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用で参加ください。また、感染症の状況によっては、講習を中止する場合があります。

8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692